

■申請方法	教育職員免許法 別表第7
■取得内容	①実務経験を活かして特別支援学校教諭免許状を取得する場合 ②既取得の特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加をする場合 ※参照
■主な取得要件	教員としての実務経験と、基礎免許状を取得後に修得した単位

	申請必要書類	備 考													
1	教育職員免許状検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。													
2	①人物・身体検定に関する証明書 (現職の教員の方) ②身体に関する証明書 (現に教員ではない方) 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・①は所属長(学校長)又は実務証明責任者(市町村教育委員会等)から証明を受けてください。 ・②は公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。													
3	実務に関する証明書 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長及び実務証明責任者から証明を受けてください。													
	<p>■必要な実務経験年数</p> <p>基礎免許状を取得した後、特別支援学校教員としての実務経験が必要です。 2種免許状を取得する場合は、基礎となる免許状に対応した校種(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校)の教員としての実務経験を含みます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得しようとする免許状</th> <th>専修</th> <th>1種</th> <th>2種</th> <th rowspan="3">実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 (例)週当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎免許状</td> <td>特支免 の1種</td> <td>特支免 の2種</td> <td>幼・小・中・高 の普通免許</td> </tr> <tr> <td>実務経験年数</td> <td colspan="3">3年以上</td> </tr> </tbody> </table>		取得しようとする免許状	専修	1種	2種	実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 (例)週当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験	基礎免許状	特支免 の1種	特支免 の2種	幼・小・中・高 の普通免許	実務経験年数	3年以上		
取得しようとする免許状	専修	1種	2種	実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 (例)週当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験											
基礎免許状	特支免 の1種	特支免 の2種	幼・小・中・高 の普通免許												
実務経験年数	3年以上														
4	学力に関する証明書 【発行日から6か月以内のもの】 ※ただし、認定講習、認定公開講座の証明書については、発行日を問わず申請にお使いいただけます。	・大阪府教育委員会等の免許法認定講習や免許法認定公開講座で単位を修得し、「単位修得証明書」を発行されている場合はその原本を提出してください。 ・大学の科目履修等で、本申請に必要な単位を修得した場合は、大学から「学力に関する証明書」を入手してください。「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する特別支援学校教諭免許の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。(例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要)													
5	宣誓書(現職の教員の方は不要)	・大阪府ホームページからダウンロードできます。													
6	すでに教員免許状をお持ちの方は全ての教員免許状の原本とコピー(紛失している場合は授与証明書の原本)	・新教育領域の追加の場合、元となる特別支援学校教諭免許状または盲・聾・養護学校教諭免許状の、 <u>原本を回収します</u> 。(※参照)													
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 (上記証明書類に記載の氏名・本籍地都道府県名が申請時と異なる場合) 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役場で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものがが必要です。													
8	郵便切手 460円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。													
9	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。現金でご用意いただき書類審査の後、納付窓口にて納付していただきます。													

※「領域追加」申請時の注意

- 新教育領域を追加する場合、元となる特別支援学校教諭免許状または盲・聾・養護学校教諭の免許状を授与した都道府県教育委員会が申請先となります。
- 新教育領域の追加の場合、元となる特別支援学校教諭免許状または盲・聾・養護学校教諭の免許状は、原本を回収しますので、元となる免許状を紛失してしまっている場合は、「免許状の再交付」の手続きが必要です。
- 新教育領域の追加の、元となる特別支援学校教諭免許状または盲・聾・養護学校教諭の免許状に記載されている氏名・都道府県本籍地が、現在と異なる場合は、「免許状の書換」の手続きが必要です。
(2)(3)両方当てはまる場合は、「免許状の書換・再交付」の手続きが必要です。